

「EVG-L1 株および EVG-G1 株を利用して生産されたグルタミンバリングリシン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年10月28日～令和2年11月26日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報*	食品安全委員会の回答
<p>まず、我が国において使用が認められている遺伝子組換え食品・添加物（飼料用を含む）の品目総数を教えてください。同時に諸外国の数字もお知らせください。我が国の数字は諸外国を大きく引き離れた数字と推測していますが、この数字をご覧になって、「我が国は遺伝子組換え品の人体実験場か？」と疑いを持っている国民に、どのように「リスクはゼロ」と説明されるのでしょうか？現状の認可方式はあくまで現在わかっている科学的知見に限定されていますが、効率を若干高める（？）ために何万年もの間、自然の節理にしたがって食生活を営んできた人類にどのような影響があるか、わかるわけがありません。たかが数十年の科学的知見では不十分です。100%の安全性が確認できるまで、遺伝子組換え物質の認可・使用は凍結してください。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>なお、食品安全委員会は食品健康影響評価を行っています。それ以外の遺伝子組換え食品等の安全性審査の手続きに関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省及び農林水産省へお伝えします。</p>

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。